

第3次北広島町長期総合計画等策定支援業務 仕様書

1 業務名

第3次北広島町長期総合計画等策定支援業務

2 業務の目的

本町は、平成29年に10年間の総合的なまちづくりの指針となる第2次北広島町長期総合計画（以下「長期総合計画」と言う。）を策定した。また、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方人口ビジョンとして北広島町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」と言う。）を平成27年に策定し、地方版総合戦略として第3期北広島町総合戦略（以下「総合戦略」と言う。）を令和6年に策定している。

長期総合計画及び総合戦略の計画の最終年度は令和8年度であり、改定時期を迎えていることから、次期計画となる第3次北広島町長期総合計画の策定、次期総合戦略の策定、人口ビジョンの見直しに係る支援業務を委託するものである。

3 計画の構成と期間

各計画等の構成と期間は下記のとおりである。なお、社会情勢の変化や策定段階における議論の変遷の過程で変更する場合がある。

（1）長期総合計画

ア 基本構想

まちづくりの基本理念や本町がめざすまちの将来像、将来像を実現するための重点方針を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となる構想である。計画期間は令和9年度から令和18年度の10年間とする。

イ 基本計画

基本構想に掲げた将来像を具体化し、多岐にわたる施策・事業を展開していくため、各部門における具体的な諸施策や整備事業を体系的に計画するものである。計画期間は令和9年度から令和13年度の5年間の前期計画、令和14年度から令和18年度の5年間の後期計画とし、今回は前期計画を策定する。

ウ 実施計画

基本計画で定めた施策体系に基づいて事業実施方針を明らかにし、実施する事業を体系的に示すものである。

（2）総合戦略

国の総合戦略に設定された4つの政策分野を参考に基本目標を設定しており、長期総合計画と一体的に推進することとしている。

次期総合戦略の期間は長期総合計画の前期計画と整合を図り、計画期間は令和9年度から令和13年度の5年間とする。

(3) 人口ビジョン

将来の目指す方向性や人口の将来展望を定めるもので、国の長期ビジョンの期間と同様に令和 42（2060 年）までを期間として策定している。今回、直近の国の方針や社会経済動向の変化を踏まえ、見直しを行う。

4 業務実施期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

なお、計画策定にあたって町が想定しているスケジュールを別紙資料で示しているので参考にすること。

5 業務内容

本委託業務は、第 3 次北広島町長期総合計画、地方版総合戦略、人口ビジョン策定全般に関する業務であり、概ね以下の業務内容とする。なお、この仕様書は計画策定に必要と思われる事項を示しているもので、プロポーザルにおいて決定した事業者の企画提案により、協議のうえ調整する場合がある。なお、実施が困難と判断した事項については、町と受託者が対応を協議して決定する。

(1) 各種基礎調査および長期総合計画の進捗状況の分析・整理

ア 各種調査の実施

本町の現状および長期総合計画に係る統計資料等の情報収集・分析・整理を行う。

特に、北広島町全体の分析と併せて、可能な限り旧町域（芸北地域、大朝地域、千代田地域、豊平地域）ごとの分析を行うこと。

イ 現行計画の評価

本町の現状分析を踏まえ、計画の進捗状況、施策の実施状況の分析・整理を行う。

(2) アンケート調査の実施

(1) の各種基礎調査に併せ、町民アンケート調査を実施する。概要は下記のとおりだが、詳細は町と受託者双方で協議して決定する。

ア 調査対象

町民を対象とし、2,000 人程度の抽出調査とする。調査表作成・印刷、配布、回収、集計・分析に係る費用の一切は本業務の費用に含めること。なお、対象者の抽出、宛名ラベルの作成は町が行う。

イ 質問項目

(1) の実施に必要な項目とし、詳細は町と受託者双方で協議して決定する。

ウ 集計・分析

アンケート調査の集計・分析を行い、報告書を作成する。

エ 実施スケジュール

令和 8 年 3 月末までに完了させること。

オ その他

- ・アンケート調査結果は、集計・分析結果報告書とは別に、加工・編集など再利用可能な形式で電子データを提出すること。
- ・アンケート調査結果は、個人情報が特定されないよう匿名処理を行い、出展を明記したうえで、受託者が別の業務等で再利用することを妨げない。

(3) ヒアリング、ワークショップ等の実施

町に関係する者へのヒアリングやワークショップを行う。相手方は町と受託者双方で協議して決定するが、若者・移住者・子育て世代・外国人や、町内企業、各種団体など地域の多様な主体を想定している。

(4) 将来人口の推計

現行の人口ビジョン及び国立社会保障・人口問題研究所等の推計値と実績値の乖離等の分析・検証をしたうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。その際、旧町域（芸北地域、大朝地域、千代田地域、豊平地域）ごとの人口推計値も算出する。

また、町の実情を踏まえた人口変動要因やその改善のための課題を分析し、人口に関して目指すべき将来の方向性を提示した上で、町の示す方針に基づき、目指す人口水準との整合性を図る。

(5) 計画書（本編，概要版）のとりまとめ支援

課題抽出、課題解決、将来像につながる取組の創出支援（企画・運営）を行う。幅広く町民の描くまちの将来像に向けた多様な意見や取組を収集・分析し、それらを町民と共有し、計画の方向性を示す。

町と調整を図りながら、類似団体における KPI 値の事例収集、適正数値の設定支援を行い、基本構想案，基本計画案をとりまとめるとともに，校正や体裁調整を実施する。

(6) 計画書（本編・概要版）のデザイン作成

計画書（本編・概要版）のデザインを作成する。詳細は町と受託者双方で協議して決定する。

なお、計画書（本編・概要版）の印刷、製本については本業務に含めない。

(7) 委員会等の運営支援

必要に応じて開催するまちづくり総合委員会（年3回程度）および庁内で組織した会議等（必要に応じて開催）の運営にあたり、必要な資料作成、実施報告、説明等の支援を行う。その際に会議への出席を求める場合がある。（オンラインでの出席など状況に応じた対応も可とする。）

(8) その他助言提案

本仕様書は業務の提案をするにあたり、最低限の必要事項を記載しており、記載のない事項に関する提案を妨げるものではない。国・県の動向や、現在の社会情勢を踏まえたうえで、例えば、データに基づく政策立案（EBPM）、ウェルビーイングの視点、SDGs

の取組などを取り入れた、本町の目指す将来像の実現に繋がる最良の提案を行うこと。

6 提出物・成果品

受託者は本業務の着手及び完了にあたって、本町の契約約款に定めるもののほか、以下の書類を提出すること。

(1) 実施計画書

受託者は、業務履行開始にあたり、あらかじめ実施計画書および工程表を作成し、契約を締結した日の翌日から14日を経過する日までに、委託者に提出して承認を受けなければならない。また、実施計画を変更する場合は、あらかじめ承認を得ること。

(2) 実績報告書

受託者は、本業務に係る業務の実績報告として、受託者は業務を完了した日又は業務期間終了後すみやかに実績報告書を町に提出すること。

(3) 成果品

実績報告書に併せて以下の成果品を提出すること

- ・長期総合計画、総合戦略、人口ビジョン
- ・長期総合計画、総合戦略、人口ビジョンの概要版
- ・上記の電子データ一式

(4) その他の報告書

受託者は、上記(2)に定めのない報告書等の提出を委託者から求められた場合は、委託者と協議の上、別途作成し、提出すること。また、委託者からの求めに応じて証拠書類の提出を行うこと。

7 留意事項

- (1) 受託者は、町と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに町に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故について、大小に関わらず町に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供等を行ってはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や記載事項を変更する必要があるときは、双方が協議して定めるものとする。